

2. 支援の拡充

(1) 複数企業による「共同省エネルギー事業」の創設

- ・中小企業と大企業が共同して行う省エネ取組、コンビナート内で連携して行う省エネ取組等を「共同省エネルギー事業」として位置づけ、評価する仕組みの創設

(2) 省エネ対策支援の強化(中小企業、業務・家庭部門を中心)

- ・省エネ診断やESCOを活用した中小企業等の省エネ推進
- ・省エネビルの普及促進(エネ革税制の拡充)
- ・家庭における高効率給湯器の普及促進、住宅の省エネ改修の推進(住宅省エネ改修税制) 等

(3) 革新的な技術開発の推進

- ・革新的な省エネ技術開発の推進(例:水素還元製鉄プロセス等)

3. 普及・啓蒙、国民運動の強化

(1) 省エネ家電普及促進フォーラム

(2) その他普及・啓蒙、国民運動

- ・住宅の意識改革(「ロ・ハウス」構想の推進)
- ・エコドライブの実施

事業者単位のエネルギー管理規制の導入のイメージ

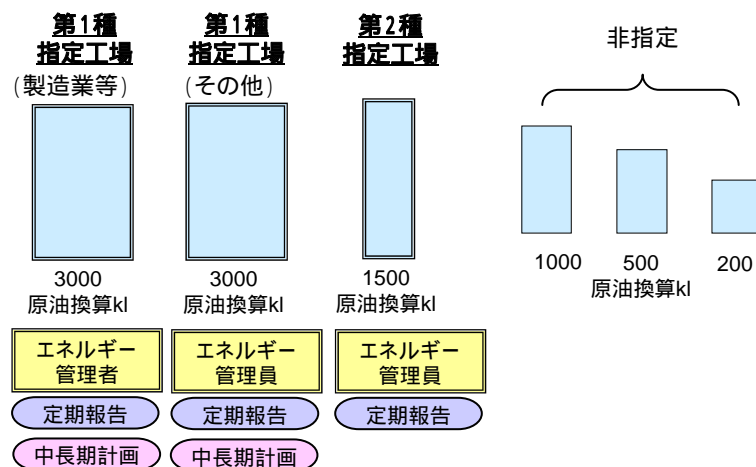
事業者単位での総合的なエネルギー管理を促す規制体系の導入

一定以上のエネルギー使用量の事業者(特定事業者)に対し、事業者単位のエネルギー管理に係る所要の措置を手当。(事業者単位での中長期計画・定期報告、役員クラスのエネルギー管理統括者等の選任等)

一定以上のエネルギー使用量の工場等については、引き続き、現場管理に係る所要の措置を手当。(指定工場におけるエネルギー管理者等の選任等)

フランチャイズチェーンについては、チェーン全体を一特定事業者と捉え、本部を規制対象とする。

【現行省エネ法の指定工場制度】



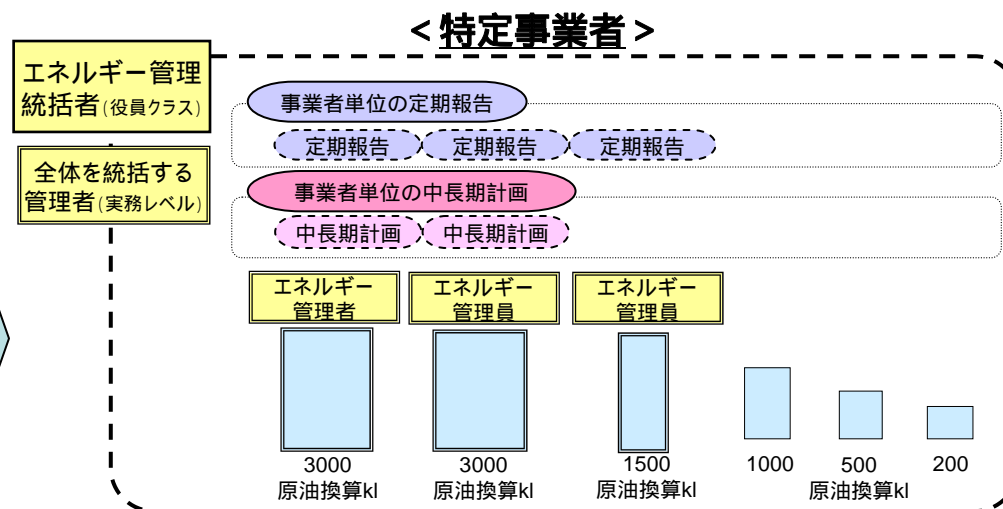
[エネルギー管理の体制]

- 指定工場ごとにエネルギー管理者等を選任

[計画策定・報告]

- 第1種工場ごとに中長期計画策定義務
- 指定工場ごとに定期報告義務

【事業者単位のエネルギー管理規制(イメージ)】



[エネルギー管理の体制]

- 役員クラスのエネルギー管理統括者等の選任
- 指定工場ごとにエネルギー管理者等の選任

[計画策定・報告]

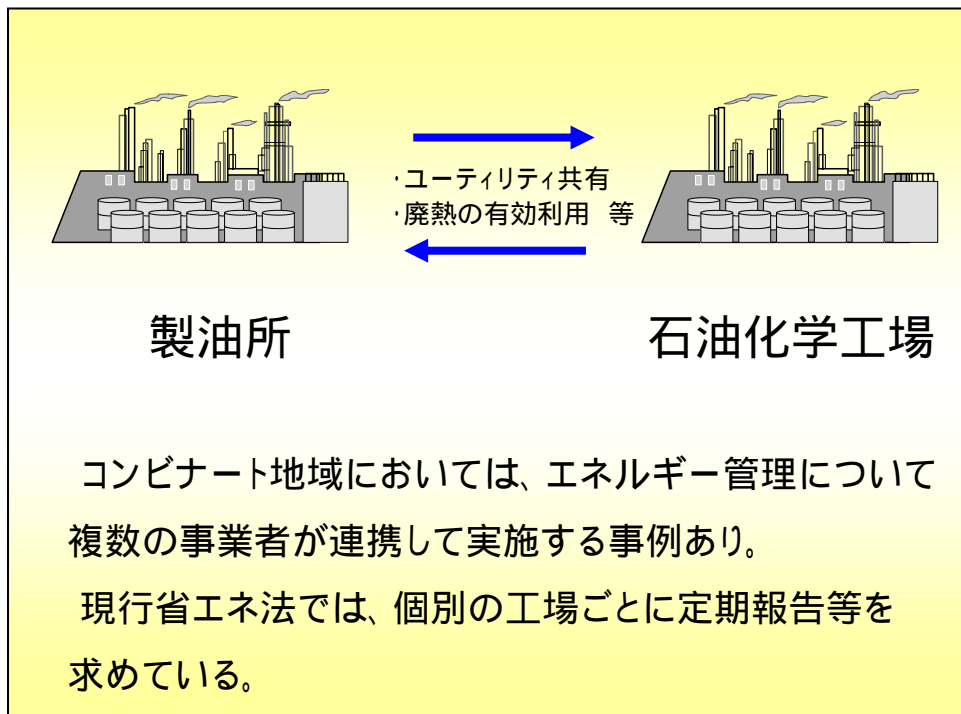
- 事業者単位の中長期計画・定期報告義務

複数企業による共同省エネルギーのイメージ

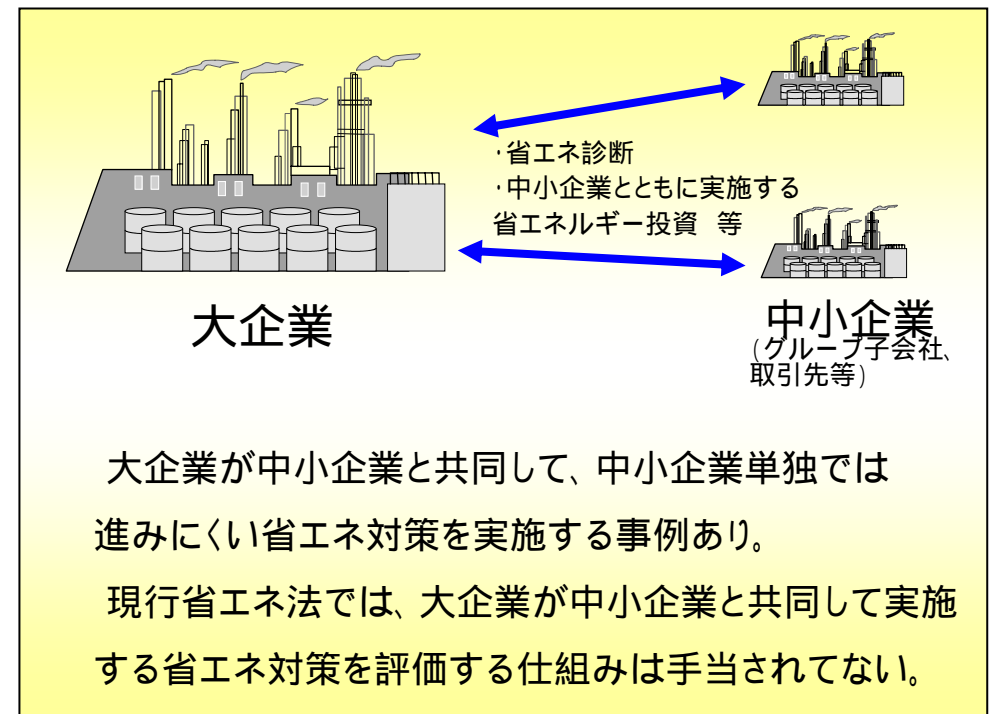
事業者の単位を超えて共同した省エネルギーに取り組む事業者に対し、制度的に評価する仕組みを構築

共同省エネルギーの例

【コンビナート地域での連携】



【大企業と中小企業の連携】



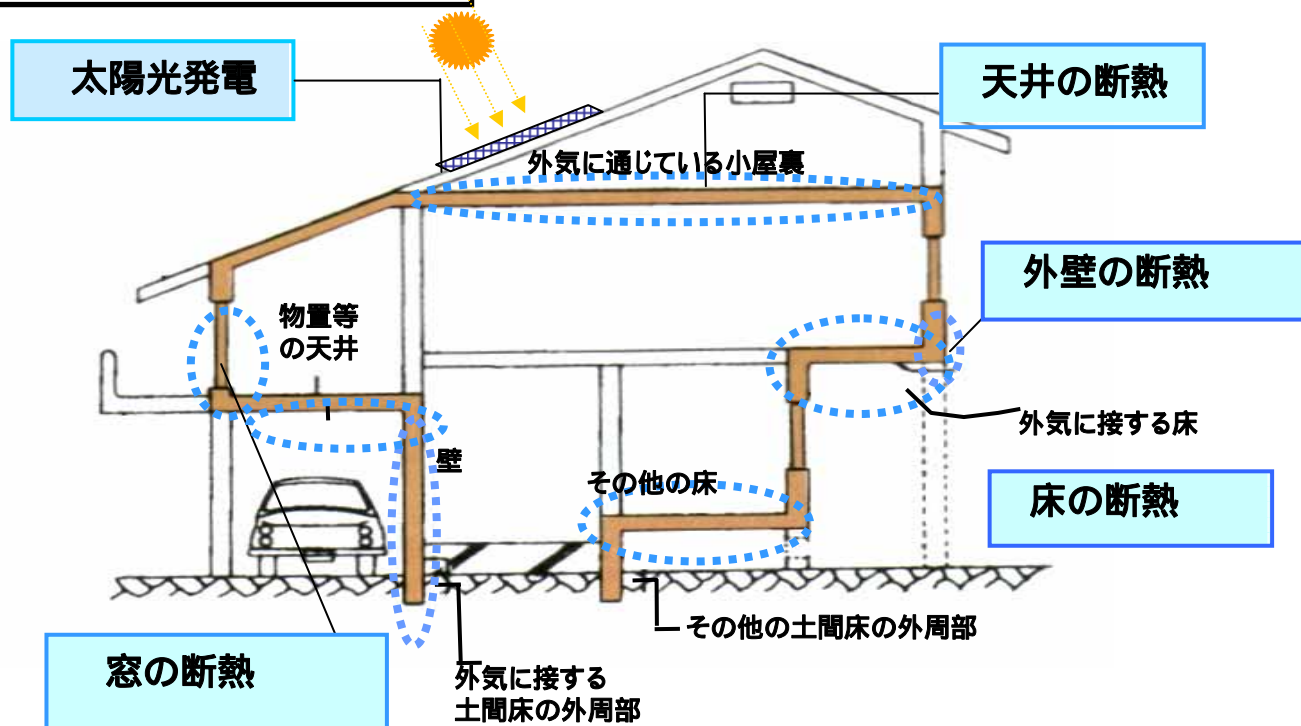
これら複数の企業が共同して実施する省エネルギーについて、制度的に評価

住宅省エネ改修促進税制の創設 (所得税、固定資産税)

CO₂排出量の増加が著しい民生家庭部門(90年度比+30.4%(2006年度))の省エネ対策を加速するため、既存住宅の省エネ性能の向上を促進する住宅省エネ改修促進税制の創設を要望中。

1. 省エネ改修の必要性

住宅の省エネ性能向上のための改修(例)



窓の断熱改修を日本の全住宅(4,700万戸)で行った場合、3,500万トン(家庭部門のエネルギー起源CO₂排出量の約20%相当)のCO₂削減効果が見込まれる。

(出所)産業構造審議会 資料

2. 要望内容

既存住宅について、窓や外壁等の断熱工事等の省エネ改修措置により、省エネ性能を一定程度上げる場合に、要した費用の一部を所得税額から控除する制度及び固定資産税を軽減する制度の創設。さらに、太陽光発電を設置する場合には追加的に対象とする。

省エネビルの普及支援の拡充

(エネルギー需給構造改革投資促進税制の延長・拡充) (法人税、所得税)

CO₂排出量の増加が著しい民生業務部門(90年度比+41.7%(2006年度))の省エネ対策を加速するため、業務用ビルの省エネ対策等の強化を図るため、エネ革税制の延長・拡充を要望中。

1. 現行制度 (減収額:300億円)

エネルギー需給構造改革に資する対象設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却を認める制度(中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択が可能)。

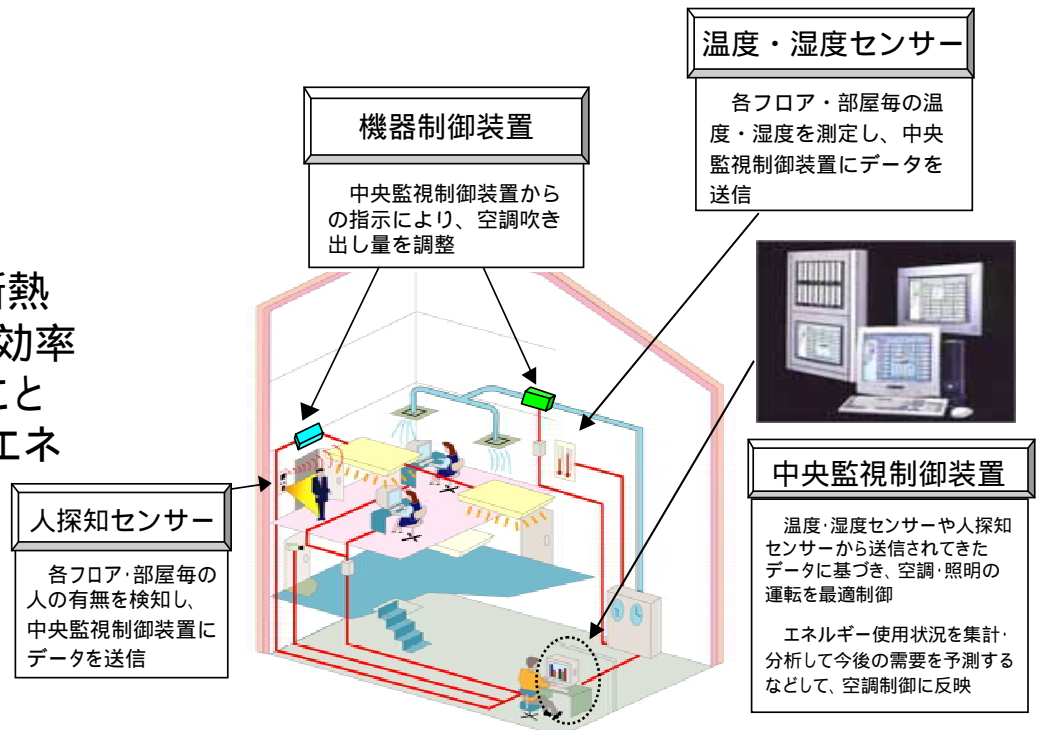
2. 要望内容

業務用ビルの省エネ対策支援

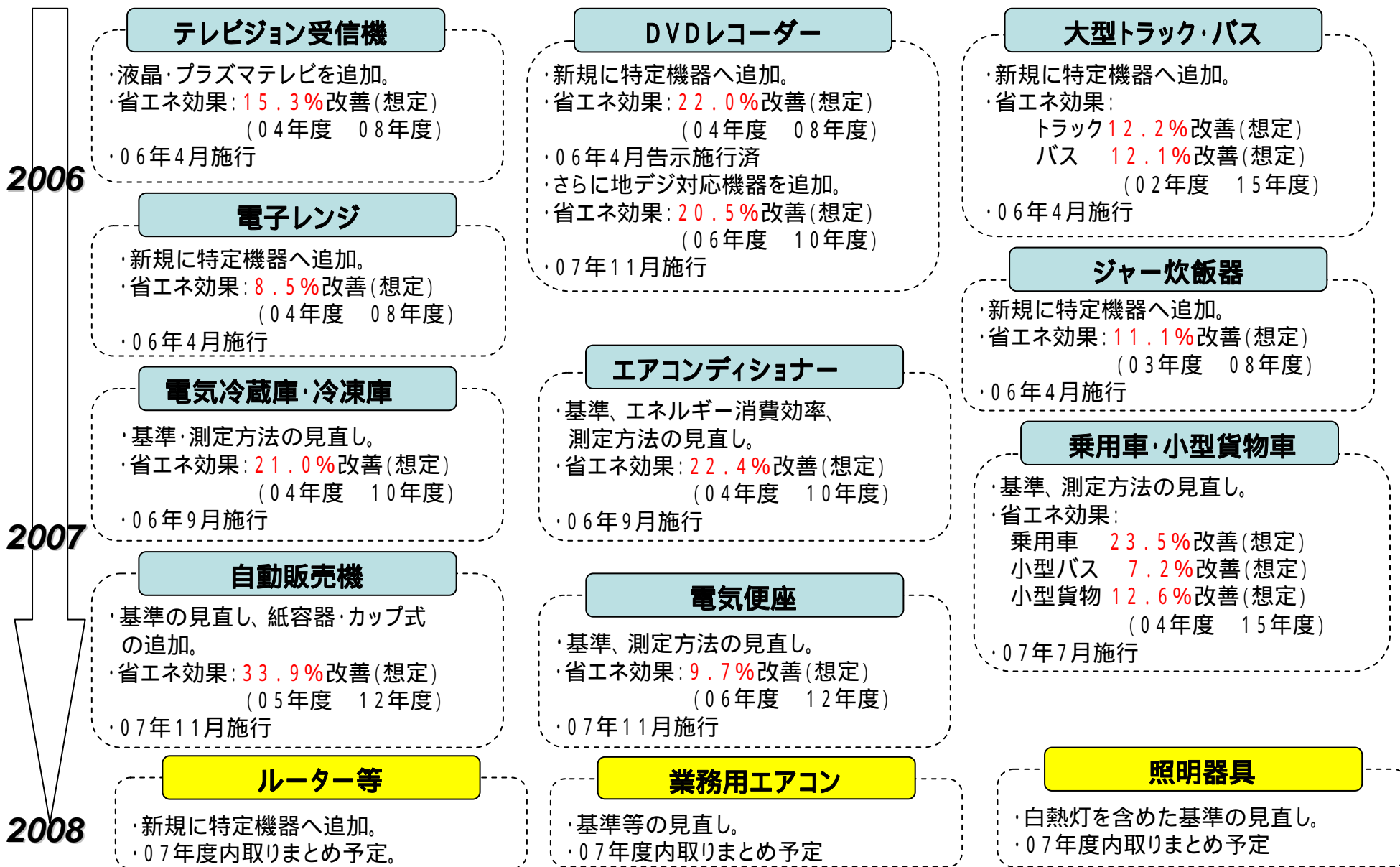
民生業務部門の省エネ対策の強化を図るため、

「省エネビルシステム」(省エネ効果の高い窓等の断熱と空調、照明、給湯等の建築設備から構成される高効率ビルシステム、計測や制御、監視、管理などを行うことによって空調等の主設備のエネルギーを削減するビルエネルギー・管理システム(BEMS))の導入を支援する。

その他、対象設備の重点化
(省エネ効果の高い設備等への支援の重点化)



トップランナー基準の最近の動向(2006年度以降)



さらに、複合機、業務用冷蔵庫、ショーケースなどの業務用機器を新たに対象化することを検討。

省エネ家電普及促進フォーラムについて

1. 設立趣旨

省エネ家電普及促進フォーラムは、家電メーカー、家電小売事業者及び消費者団体など関係者が連携しながら国民運動として、省エネ家電製品(エアコン、冷蔵庫、照明など)の普及を一層促進していくことを目的とし、本年10月18日設立。

2. 参加メンバー

会長:(財)家電製品協会中村邦夫理事長 (松下電器産業株式会社代表取締役会長)。
会員数57:(うち製造事業者関係26、販売事業者関係24、消費者関係等7(12月1日現在))

3. 活動内容

(1) 省エネ家電製品普及キャンペーンの実施

- ・省エネ家電普及促進ウィーク(今年度は11月23日～12月2日)の実施
- ・共通ロゴマーク・キャッチフレーズの展開・活用
- ・統一的な政府公報の実施
- ・民間事業者による共催イベントの実施

(2) 省エネ家電情報提供の充実

- ・統一省エネラベル等の実施の徹底による消費者への情報提供の充実
- ・消費者団体による省エネ家電等に関する「出前講座」の実施

(3) 家庭の省エネ診断ツールの構築

等



一般家庭を対象とする「省エネコンテスト」の開催による省エネ実践の促進

一般家庭及び学校を対象に、省エネのアイデアや実践を評価する「省エネコンテスト」を実施。より多くの一般国民が、楽しく、多様に取り組める内容とし、省エネの普及促進を行う

実施概要

参加部門 : 家庭部門、学校部門

参加要件 : 1人1日1KgのCO₂削減「私のチャレンジ宣言」を行い、省エネ実践に取り組む者

募集期間 : 平成19年10月～平成20年2月

実施期間 : 平成20年1月～平成20年3月(この期間における2週間以上の実施が対象)

表彰時期 : 平成20年6月(北海道洞爺湖サミットに合わせて表彰式を検討)

表 彰 : 内閣総理大臣賞、経済産業大臣賞、環境大臣賞、資源エネルギー庁長官賞等

主 催 : 経済産業省、環境省、省エネ家電普及促進フォーラム

後援・協賛: 財団法人省エネルギーセンター、社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、
(予定) 全国地方新聞社連合会、関係業界団体、マスコミ各社、各都道府県等

2. 新エネルギー対策

新エネルギー対策の今後の方向性

エネルギーの多様化や京都議定書の目標達成に向け、新エネルギーの自立的普及を目指した技術開発や導入支援等に重点をおき、予算等促進策を講じる。また、RPS法の着実な執行、グリーン電力証書等の民間の自主的取組の促進、自然公園規制等との円滑な調整、バイオマスエネルギーの導入促進税制の創設の検討など、各種対策による新エネルギー導入の加速化を図っていく。

新エネルギー等の一層の導入促進

地域の特性を活かし、エネルギー地産地消型の社会システムを構築している地方自治体や、民間事業者による先進的な設備導入等に対し支援し、新エネルギー等利用の促進を行う。

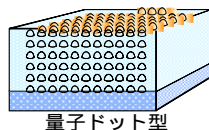


< 事業例 >

地域新エネルギー等導入加速化支援対策事業
(20年度要求額 407億円)

先進的な新エネルギー技術開発の推進

高効率化・低コスト化を目指した太陽光、バイオマス等の先進的・革新的な技術開発を推進する。



< 事業例 >

新エネルギー技術研究開発事業
(20年度要求額 82億円)

RPS法の着実な執行

本年3月に設定した2014年度における利用目標量160億kWhの達成に向け、RPS法の着実な執行を行う。

グリーン電力証書等の民間の自主的取組の促進

企業や地方自治体等が自主的な環境貢献の一環として採用している「グリーン電力証書」等の取組を促進する。

自然公園規制等との円滑な調整

自然公園内における風力発電立地を円滑にするため、風力発電施設設置における審査手続きの統一化・明確化・迅速化を進めるなど、各種規制等との円滑な調整を図る。

バイオ由来燃料導入促進税制の創設(税)

バイオ由来燃料混合ガソリンの普及促進のため、バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置を創設する。

新エネルギー導入に向けた地域への取組 - 新エネ・ニッポン創成事業(仮称) -

平成20年度概算要求額 502億円

地方自治体や事業者等による社会システムとしての地産地消型の新エネルギー等利用を促進すべく、ベストプラクティスを共有し、更なる新エネルギー等の利用を促進する。また、地域性を考慮した新エネルギー社会システムづくりを支援することにより、新エネ・ニッポンの創成を実現する。

ベストプラクティスの共有

新エネルギー対策導入指導事業 (新エネ100選支援事業(仮称))

地方自治体等による、地域性を考慮した地産地消型の新エネルギー等利用などの取組を評価し、「新エネ百選」として2～3年で100程度を選定。ベストプラクティスの共有を図る。

【例】

- 地域関係者による取り組み
(複数者(NPOや企業、自治体)が連携した事業)
- 自治体による政策的措置
(屋上緑化規制、新エネ設備導入促進など)
- その他
(グリーン電力証書の調達など)

また、新エネ100選に選定された地域等でシンポジウム、セミナーや指導事業を開催し、その取り組みを幅広く紹介することにより、更なる自主的な新エネルギー利用の促進を図る。

新エネ社会システムづくり支援

地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業

地方公共団体等が当該地域における新エネルギーの導入や地域住民への普及啓発を図るために必要となるビジョン策定等支援を行う。

バイオマス等未活用エネルギー実証試験費補助金

バイオマス及び雪氷エネルギー利用に関する各種データの収集・蓄積・分析等を行う調査事業を補助し、事業化計画の支援を行う。

地域新エネルギー等導入促進対策事業

自治体や地域住民などと連携し、地域の特性を活かした先進的な社会システムとしての新エネルギー地産地消の利用を行っているものと認められるものの1/2を支援する。

また、自治体等が行う普及啓発事業に対し、その事業費の一部を補助する。

【例】

- 地方自治体、NPO等による事業
- 地域の間伐材を調達し、周辺地域に熱供給する事業
- 各家庭から収集した廃油を用いてバイオ燃料を製造、利用する事業

新エネルギー導入の推進

新エネルギー等事業者支援対策事業

新エネルギーの導入を促進するため、民間事業者による先進的な新エネルギー等利用設備の導入事業の1/3を支援する。

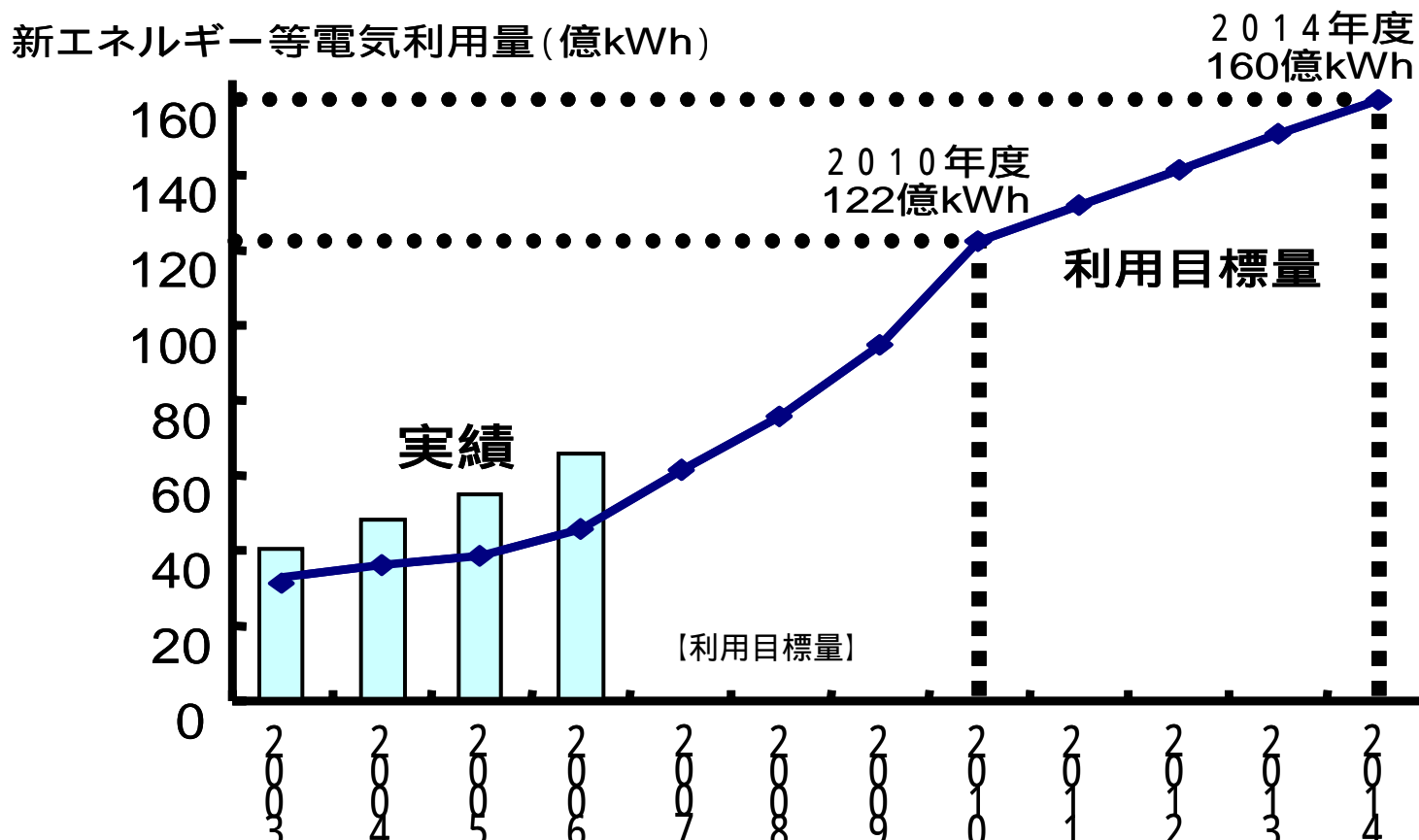
新エネルギー技術フィールドテスト事業

新技術を導入した太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用等の新エネルギー設備の試験的な設置の1/2を補助することにより、本格的普及に向けた更なる性能向上とコストの低減を促す。

RPS法について

電気事業者に対する一定量の新エネルギーの利用を義務付けるRPS法(「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」)を着実に実施する。
 本年3月、2014年度における利用目標量160億kWhを新たに設定。

< RPS法の新エネルギー等電気利用目標量 >



<RPS法の制度改善>

- ・太陽光発電:2011年度から2014年度の間について、太陽光発電電力量を2倍としてカウントする措置を導入。
- ・中小水力発電・地熱発電:今後拡大が見込まれる発電形態を新たに対象拡大、積極的に認定。
 *1,000kW以下の河川維持用水利用発電等
 *温泉水を活用した地熱発電
- ・バイオマス発電:木質チップの利用に関し、マテリアルリサイクルに配慮した運用基準を追加。

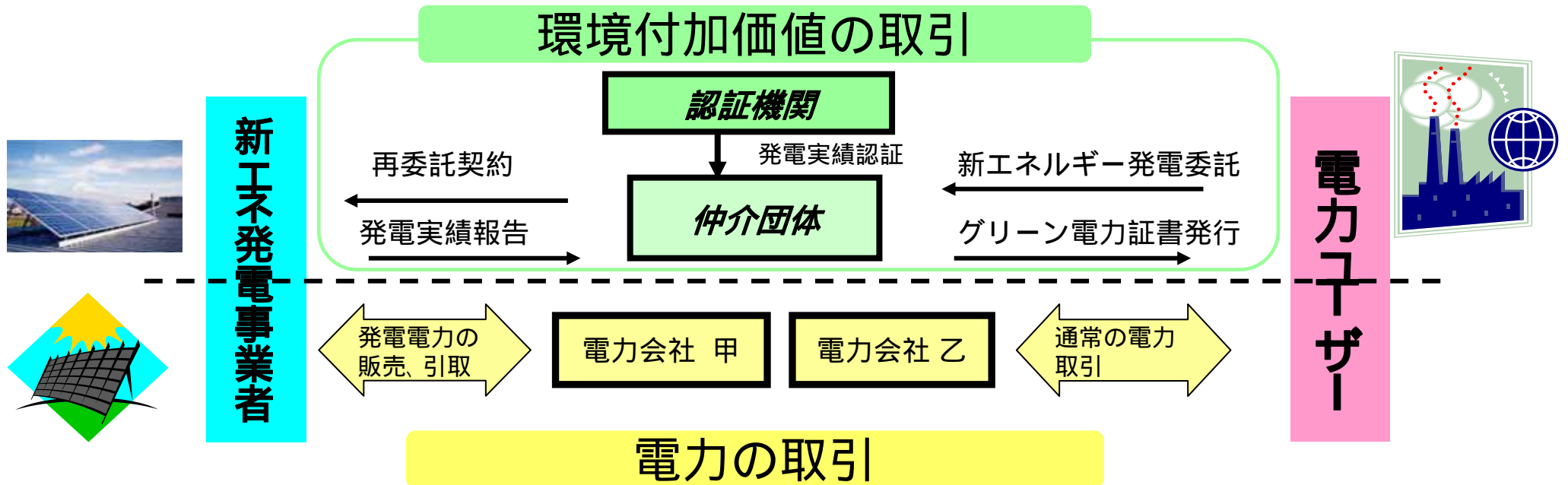
年度(平成)	2006年度(実績)	2010年度	2014年度
億kWh	65.1	122.0	160.0

グリーン電力証書に係る取組について

グリーン電力証書とは、再生可能エネルギーによって発電された電気の持つ「電気自体の価値以外のもう一つの価値 (= 環境付加価値)」を証書化して具体化したものをいう。

需要家は、グリーン電力証書を購入することによって、現在契約している電力会社からの電力を使いながらも、**再生可能エネルギーによって発電された電気を選択して利用したものとみなされる。**

需要家にとっては、設備の設置や運営などを行わなくても、再生可能エネルギーの利用が可能となるため、多くの企業や自治体などが自主的な環境貢献策の一環として採用している。



今後の取組

政府関係機関や独立行政法人が関与する様々な会議やイベントでグリーン電力証書を積極的に購入。

2008年4月から、政府及び独立行政法人の庁舎の電力入札においてグリーン電力証書の購入を入札資格要件で考慮。

新エネルギーの促進

バイオ由来燃料導入促進税制の創設 (揮発油税、地方道路税)

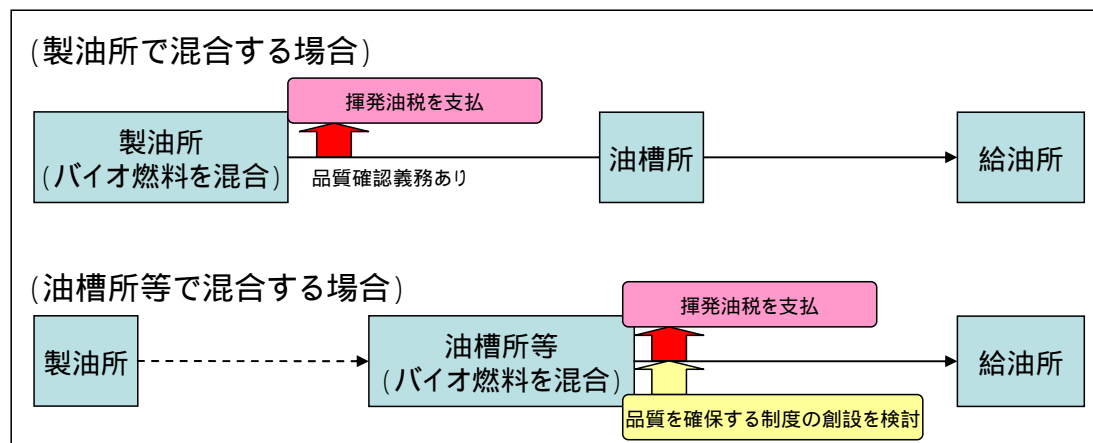
バイオ由来燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造した場合の当該混合分に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置の創設を要望中。

1. 現状

- ガソリンに混合するバイオ由来燃料としては、サトウキビ、トウモロコシなどの農作物や草、木材などのバイオマス为原料とするバイオエタノール及びその化合物がある。
- バイオ由来燃料を混合して製造したガソリンに対して、通常のガソリン同様に1リットル53.8円の揮発油税等が課税される。
- 京都議定書目標達成計画で、温室効果ガスの排出削減対策・施策として、新エネルギーの導入促進が掲げられており、2010年度に原油換算50万KLのバイオ由来燃料を導入することが目標とされている。

2. 要望内容

品質確保のための制度整備と合わせ、バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該バイオ由来燃料の混合分に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置を創設



(参考)

- ・一般のガソリン
ガソリン(輸入価格) 約65円/L
ガソリン税 53.8円/L
- ・バイオ由来燃料のガソリン
エタノール(輸入価格) 約72円/L
(国産の目標価格 約100円/L)
ガソリン税 52.2円/L (53.8円から3%の減免)

「京都議定書目標達成計画」 の改訂に向けた追加対策等の検討状況

自主行動計画の推進	1
中小企業の排出削減対策の推進（国内CDM制度）	4
代替フロン等3ガスの対策・施策	6
産業・業務部門の対策	8
住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価・表示の充実	10
機器対策	13
自動車単体対策	17
エコドライブの普及促進	19
新エネルギー対策の推進	21
公的機関の排出削減	23
算定・報告・公表制度	25
都市構造・地域構造の見直し	
複数の建物からなる街区レベルや地区レベルでの面的な対策	27
商慣行の是正（商取引の見直し）	29
エコポイント制度の物流への導入	31
都市内物流の効率化	33
京都メカニズム	35

平成19年12月
経済産業省

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	経済産業省
-------	-------

対策名	自主行動計画の推進
対策の概要	<p>未策定業種に対する自主行動計画の策定の働きかけ促進（情報サービス、リース、特定規模電気事業者、家電量販店、大規模展示場）</p> <p>政府による厳格なフォローアップの実施（LPガス、商社）</p> <p>目標引き上げの促進（化学、石油、セメント）</p> <p>経団連加盟企業・会員企業による民生・運輸部門への業種横断的な取組促進</p>
「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」及び「排出削減見込量を深掘りする既存対策」
各主体が担う取組	<p>目標引き上げの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度、日本化学工業協会、石油連盟、セメント協会を含め、計18業種が目標引き上げを実施。 ・昨年度の8業種の引き上げ（うち5業種は2年連続）と合わせ、目標達成計画策定以降、計21業種が引き上げ。 <p><目標引き上げの概要></p> <p>【合計】 業種数：21業種（うち5業種は2年連続） 削減効果：約1,800万トン 現行施策効果のみによる不足量（2,000～3,400万トン）の約5～9割</p> <p>《2006年度》8業種 ・ 約284万トン 電機・電子4団体、日本フランチャイズチェーン協会、日本ガラスびん協会、日本電線工業会、日本染色協会、日本チェーンストア協会、日本百貨店協会、日本伸銅協会</p> <p>《2007年度》18業種 ・ 約1,570万トン （うち5業種は2年連続） 日本化学工業協会、電機・電子4団体、日本製紙連合会、石油連盟、日本ガス協会、日本自動車工業会、セメント協会、日本ゴム工業会、板ガラス協会、日本鋳業協会、石灰製造工業会、日本電線工業会、日本百貨店協会、日本染色協会、日本チェーンドラッグストア協会、日本衛生設備機器工業会、日本アルミニウム協会、日本伸銅協会</p> <p>（注）なお、流通等の業務部門の削減効果は、現行の目標達成計画上、省エネ機器の導入等を基準として算定しているため、今後精査が必要。</p>

	<p>未策定業種に対する自主行動計画の策定の働きかけ促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度、4業種(情報サービス産業協会、リース事業協会、特定規模電気事業者、大手家電流通懇談会)が自主行動計画を策定。 <p>政府による厳格なフォローアップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度より、2業種(日本LPガス協会及び日本貿易会)がフォローアップに参加。 <p>経団連加盟企業・会員企業による民生・運輸部門への業種横断的な取組促進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)本社等オフィスの削減目標の設定 (2)環境家計簿の利用拡大等 <p>について、経団連において検討中。</p>
<p>対策を推進するために国が実施する(予定の)施策</p>	<p>厳格なフォローアップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産構審・中環審の合同審議会において、当省所管39業種を対象に、フォローアップを実施したところ。 <p>10月11日、17日 各業種のヒアリング 11月5日 とりまとめ(案)審議</p>
<p>排出削減見込量の積算の前提及び算定式</p>	<p>各業種の2010年度のCO2排出量の見通し等に基づき、2010年度における、旧目標達成時の排出量と新目標達成時の排出量の差を求めて試算。</p> <p>(例)日本化学工業協会 目標:エネルギー原単位 90年度比 10% 20%削減</p> <p>追加削減見込量 = $\frac{\text{旧目標達成時}(10\%)\text{の排出量} - \text{新目標達成時}(20\%)\text{の排出量}}{\text{旧目標達成時}(10\%)\text{の排出量}}$</p> <p>$\frac{7706.9\text{万 t-CO}_2 - 6850.6\text{万 t-CO}_2}{7706.9\text{万 t-CO}_2} = 856.3\text{万 t-CO}_2$</p> <p>業界より報告された2010年度の13%時の排出量見通し(7450万 t-CO2)に基づき、を以下のように試算。</p> <p>旧目標達成時(10%改善)の排出量 = $7450\text{万 t-CO}_2 \times (1-0.1) / (1-0.13)$ = 7706.9万 t-CO2</p> <p>新目標達成時(20%改善)の排出量 = $7450\text{万 t-CO}_2 \times (1-0.2) / (1-0.13)$ = 6850.6万 t-CO2</p> <p>(前提)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標を引き上げた場合も、2010年度の生産活動量見通しは一定、エネルギー消費量とCO2排出量との比は一定、等を仮定。 <p>(注)各業界が示した生産量やエネルギー使用量の見通し等を用いて試算したものであること等から、今後、要精査。また、流通等の業務部門の削減効果は、現行の目標達成計画、省エネ機器の導入等を基準として算定しているため、今後、要精査。</p>
<p>積算の前提としたデータの出所等</p>	<p>平成19年度自主行動計画フォローアップ 産業構造審議会・中央環境審議会 合同審議会資料 等</p>

-	対策評価指標	省エネ / 新エネ量	排出削減量
対策の評価に関する指標 及び排出削減量 (2005年度実績)			
-1 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)			
-2 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)			
-3 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)			約 1,800 万 t-CO ₂ (注)各業種が示した生産量やエネ ルギー使用量の見通し等を用いた 試算。今後、要精査
-4 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)			
対策を実施するために要 するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	経済産業省
対策名	中小企業の排出削減対策の推進（国内 CDM 制度）
対策の概要	大企業が技術・資金等を提供して中小企業等が行った排出削減量を、自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組みの構築
「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策
各主体が担う取組	大企業：国内クレジットの買い取り、中小企業の温暖化ガス排出削減努力に対する資金援助 中小企業：温暖化ガス排出削減 第3者機関：排出削減量の認定
対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	中小企業の排出削減量を大企業に移転することを認める制度の制定
排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>2004年6月時点の我が国の中小企業数は、 4,326,342社 投資回収年数が3年未満ならば、省エネ設備導入は自主的に行われるものとする。</p> <p>すると、国内 CDM 制度によって3年以上の投資回収年数のプロジェクトが促進されるが、アンケートによれば、その導入を行う企業の割合は7.65%/年なので、 $433 \text{ 万件} \times 7.65\% = 33.1 \text{ 万件}$ のニーズがあると考えられる。</p> <p>また、すべての企業がこの制度を認知するわけではないので、設備投資等に補助金や公的金融を使ったことがある企業が本制度を活用すると仮定する。 アンケートによれば、その割合は27.9%なので、 $33.1 \text{ 万件} \times 27.9\% = 9.23 \text{ 万件}$ エネルギー使用合理化取引市場管理等実証事業（以下、実証事業）の実績より、1件当たりのCO₂排出削減量は313t-CO₂/年・件であるが、京都メカニズムクレジット1t当たりの値段を2,000円とすると、一件当たりの年間の国内クレジットの金額は、 $313 \text{ t-CO}_2/\text{年} \times 2,000 \text{ 円} = 62.6 \text{ 万円/年}$ となる。2010年から新設備が稼働する場合、国内 CDM の量は2010～12年の3年分になるので、</p>

	<p>62.6 万円/年 × 3 年 = 187.8 万円 実証事業 1 件当たりの事業費は 2,600 万円であった。 他方、中小企業金融公庫の平成 19 年度上半期の省エネルギー資金の融資について、その平均返済期間は 9.6 年であった。 2,600 万円全額借り入れたとすると、この金額を 9.6 年で返済する場合に金利が 3.5% から 2.0% に下がった場合とほぼ同額の国内クレジットが認証される。 この場合、アンケートによれば利用率が 3.15% 増加するので、 $9.23 \text{ 万件} \times 3.15\% = 2,900 \text{ 件}$ 2008 年、2009 年の認証件数が、それぞれ 2010 年の 1/3、2/3 とすると、2010 年における排出削減効果は、 $2,900 \text{ 件} \times 313\text{t-CO}_2/\text{件} \times (1/3 + 2/3 + 1)$ = 182 万 t-CO₂</p>		
積算の前提としたデータの出所等	<p>中小企業白書 平成 18 年度京都議定書関連調査(民間ファイナンスを活用した効果的な省エネ機器等の導入促進の在り方に関する調査) エネルギー使用合理化取引市場管理等実証事業(平成 17 年度、平成 18 年度)</p>		
-	対策評価指標	省エネ / 新エネ量	排出削減量
対策の評価に関する指標及び排出削減量(2005 年度実績)	-	-	-
-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2008 年度見込み)	-	-	-
-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2009 年度見込み)	-	-	-
-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2010 年度見込み)	-	-	182 万 t-CO ₂
-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2011 年度見込み)	-	-	-
-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2012 年度見込み)	-	-	-
対策を実施するために要するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	経済産業省
-------	-------

対策名	代替フロン等3ガスの対策・施策		
対策の概要	代替ガスの実用化や排出抑制設備の導入促進等に対する事業費用への支援		
「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化		
各主体が担う取組	事業者：新規代替ガス・技術やノンフロン代替設備の導入・実用化		
対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	代替フロン等3ガスに関する先導的な排出抑制・排出削減の取組に対する支援（平成20年度予算要求中）		
排出削減見込量の積算の前提及び算定式	平成20年度の事業として、30億円の設備投資補助が実現した場合、現行対策に比べて2010年度に約100万t-CO ₂ の追加削減が見込まれる（業界ヒアリングより）		
積算の前提としたデータの出所等	企業へのヒアリング等 平成17年度～平成19年度地域地球温暖化防止支援事業費補助金の実績		
-	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量
対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	-	-	-
-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	-	-	-
-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	-	-	-
-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）	-	-	100万t-CO ₂

-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	-	-	-
-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	-	-	-
対策を実施するために要するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	経済産業省
-------	-------

対策名	産業・業務部門の対策
対策の概要	省エネ法によるエネルギー管理の徹底を一層確実にするため、以下の対策を検討中。 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上のチェーン店等につき一括した取組の更なる強化の検討 ・工場・事業場ごとの取組に対するベンチマーク等の指標を活用した客観的評価の推進の検討 ・中堅・中小企業や一般消費者に対する省エネ支援の取組の促進及び ESCO 事業の一層の活用の検討 ・オーナーとテナントによるビル全体の省エネを促す仕組みの検討
「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	排出削減見込量を深掘りする既存対策
各主体が担う取組	国：省エネ規制の見直しを検討中 事業者：省エネ取組
対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	省エネ法によるエネルギー管理の徹底を一層確実にするため、以下の対策を検討中。 事業者（企業）単位のエネルギー管理の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・現行省エネ法上の「工場単位」による規制（定期報告等）から「企業単位」での総合的なエネルギー管理へ法体系を改正（省エネを企業経営の中心的な手段に） ・コンビニ等のフランチャイズチェーンについて、チェーン全体を1つの単位としたエネルギー管理を導入 セクター別ベンチマークの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・主要な業種・分野について省エネ取組の客観的な評価・可視化を促進
排出削減見込量の積算の前提及び算定式	検討中
積算の前提としたデータの出所等	検討中

-	対策評価指標	省エネ / 新エネ量	排出削減量
対策の評価に関する指標 及び排出削減量 (2005年度実績)	検討中	検討中	検討中
-1 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)	検討中	検討中	検討中
-2 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)	検討中	検討中	検討中
-3 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	検討中	検討中	検討中
-4 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	検討中	検討中	検討中
-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	検討中	検討中	検討中
対策を実施するために要 するコスト	検討中		

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	経済産業省・国土交通省
対策名	住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価・表示の充実
対策の概要	<p>住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上に向け、以下の対策を検討中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小規模や既存の住宅・建築物も含めた、より実効的な法的規制・誘導策 ・ 建物外皮と建築設備を総合化した省エネ評価手法の開発
「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	排出削減見込量を深掘りする既存対策
各主体が担う取組	<p>国：各種施策の実施 建築主：新築や増改築時における省エネ性能の高い住宅・建築物の建築、総合的な環境性能評価の活用 所有者：修繕や維持保全等を通じた省エネ性能の向上、総合的な環境性能評価の活用 設計者：総合的な環境性能評価の実施や活用、建築主等に対する情報提供 施工者・住宅供給事業者：技術の開発及び活用、総合的な環境性能評価の活用、建築主等に対する情報提供</p>
対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅・建築物に係るより実効的な規制・誘導方策（省エネ法改正を検討中） ・ 予算措置を通じた支援（平成20年度予算要求中（国土交通省）） ・ 住宅に係る省エネ改修促進税制（所得税・固定資産税）（平成20年度税制改正要望中（新規）） ・ 省エネビルの普及支援の拡充（エネルギー需給構造改革投資促進税制の拡充・延長）（平成20年度税制改正要望中（拡充））
排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>住宅の省エネ性能の向上</p> <p>1. 住宅省エネ係数の算出</p> $\text{住宅省エネ係数} = (\text{各省エネ基準を満たす住宅ストックの戸数構成比}) \times (\text{各省エネ基準を満たす住宅における冷暖房エネルギー指数})$

	<p>2．エネルギー消費削減量の算出 エネルギー消費削減量 = (自然体ケースにおける 2010 年の冷暖房エネルギー消費量) (対策ケースにおける 2010 年の冷暖房エネルギー消費量)</p> <p>3．排出削減見込量の算出 排出削減見込量 = (エネルギー消費削減量) × (燃料別 CO2 排出係数)</p> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成 19 年 5 月 29 日地球温暖化対策推進本部了解)より抜粋 ・冷暖房エネルギー指数: S55 年基準以前(従来型)の省エネ性能の住宅における冷暖房エネルギー消費量を 1 としたとき、それと同等の室内環境を得るために必要なエネルギー消費量のこと。 ・2010 年の冷暖房エネルギー消費量: 世帯数、世帯あたり人員、機器保有率、住宅省エネ係数等から推計。 <p>建築物の省エネ性能の向上</p> <p>1．建築物省エネ係数の算出 建築物省エネ係数 = (各省エネ基準を満たす建築物ストックの戸数構成比) × (各省エネ基準を満たす建築物における冷暖房エネルギー指数)</p> <p>2．エネルギー消費削減量の算出 エネルギー消費削減量 = (自然体ケースにおける 2010 年の冷暖房エネルギー消費量) (対策ケースにおける 2010 年の冷暖房エネルギー消費量)</p> <p>3．排出削減見込量の算出 排出削減見込量 = (エネルギー消費削減量) × (燃料別 CO2 排出係数)</p> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成 19 年 5 月 29 日地球温暖化対策推進本部了解)より抜粋 ・冷暖房エネルギー指数: S55 年基準以前(従来型)の省エネ性能の建築物における冷暖房エネルギー消費量を 1 としたとき、それと同等の室内環境を得るために必要なエネルギー消費量のこと。 ・2010 年の冷暖房エネルギー消費量: 世帯数、世帯あたり人員、機器保有率、建築物省エネ係数等から推計。
積算の前提としたデータの出所等	住宅・土地統計調査、住宅着工統計、建築着工統計等より推計